

## 博物館経営における標本資料の維持管理

松岡敬二（豊橋市自然史博物館ミュージアムアドバイザー）

演者は豊橋市自然史博物館に開館当初の1988年から2019年3月末まで勤務した。開館時に32歳での非常勤職員からスタートし、行政職の学芸員、係長、事務長補佐などを経て、50歳から議会对応のある主幹学芸員、副館長兼事務長、55歳から館長、定年後65歳までの5年間は非常勤館長として関わってきた。この間、博物館の基本「人」、「もの」、「建物」に関連した事業のうち、今回は標本資料の採集から維持管理にかかわる事象を紹介する。豊橋市自然史博物館の経営・運営の事例は、中核都市に設置された「博物館法」第2条に定義された公立博物館でのことである。ただ同じ公立博物館でも県立博物館、政令市博物館とは施設の位置づけ、規模、財政力に差があることを述べて置く。

- ① 博物館の建物と展示室、収蔵庫は、開館時の状態が基礎となる。増築した場合も収蔵庫面積は、展示室面積との割合において、劇的に改善されていないので、標本管理の収蔵庫面積は初期設計が重要である。「学芸員」の増員は、「博物館の設置及び運営上望ましい基準（昭和48（1973）年11月30日、文部省告示第164号）」が廃止されたが、平成15年度までは、増員する基準が明記され有効な指標であった。
- ② 国内外の資料の収集に関連したインシデント事例等を紹介する。博物館資料（もの）の増加は、公費の予算獲得が前提ではあるが、博物館学芸員の私的な熱意が「もの」採集や寄贈に繋がる事例も多かった。収蔵庫の標本が飽和状態にある現状は、博物館資料の保管基準と全国の博物館の保管分担を推進し、博物館収蔵施設の整備のための補助金制度が必要である。標本管理は、学芸員の専門性（学位）も考慮し、適切な職種を設け実施する仕組みが必要である。
- ③ 「国際動物命名規約」には、「担名タイプの価値」についての規約はあるが、安全保管に責任ある人物に委託することや、安全保管するために必要なあらゆる手段をとるべきとの勧告はある。「文化財保護法」の天然記念物にある標本の維持管理は、法的な規制でもあるので、タイプ標本や登録標本も加える「文化財保護法」の法改正を望む。加えて、タイプを含め登録された標本資料や未整理資料については、博物館職員のみでなく定年後の研究者が標本履歴や未研究を推進できる自治体や国の「もの」と「人」の法整備を望む。